

並行在来線への財政支援について

要 請 書

並行在来線への財政支援について

平成19年8月9日

並行在来線関係12道県

(北海道・青森県・岩手県・長野県・新潟県・富山県
石川県・福井県・長崎県・佐賀県・熊本県・鹿児島県)

整備新幹線の開業に伴い、JR各社から経営分離される各地の並行在来線区間は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な足として極めて重要な役割を担っており、現在までのところ、地元自治体が中心となって設置された第三セクター等により、引き続き運営されています。

しかしながら、現在、既に開業している、長野県、岩手県、青森県、熊本県、鹿児島県の各並行在来線区間は、開業時にJR各社からの鉄道資産の購入や新たに必要となる施設整備等の初期投資に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状況にあり、地方交付税の大幅な削減等、地方公共団体の財政状況が著しく悪化する中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されております。同様に、今後開業していく予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境におかれることが想定されます。

一方で、各地の並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、例えば、多数の貨物列車が走行する国の物流政策上、極めて重要な区間や、幅広い地域の住民に利用されている寝台特急列車が走行する区間など、国民経済全体に多大な便益を与え、国の運輸政策の中で引き続き維持存続していくべき区間も多く抱えております。

つきましては、各地の並行在来線が、JR各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 JRから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくはJRの簿価ではなく収益性に基づいた価格設定がされるようルール化すること
- 2 鉄道資産取得等の初期投資に対する助成措置を講ずること
(初期投資軽減のための交付金の創設・譲渡資産に対する固定資産税等の特例措置の拡充及び適用期間延長等)
- 3 並行在来線維持のための地元負担に係る一定の助成措置を講ずること
(一定期間の赤字補填・運営費助成等)
- 4 線路使用料における対象経費を見直しすること
(資本費の対象経費算入等)

〔既にJRから経営分離され営業している全国の並行在来線〕



青い森鉄道（青森県）



I G Rいわて銀河鉄道（岩手県）

平成19年8月9日

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
新潟県知事	泉田	裕彦
富山県知事	石井	隆一
石川県知事	谷本	正憲
福井県知事	西川	一誠
長野県知事	村井	仁
佐賀県知事	古川	康
長崎県知事	金子	原二郎
熊本県知事	潮谷	義子
鹿児島県知事	伊藤	祐一郎



しなの鉄道（長野県）



肥薩おれんじ鉄道（熊本県・鹿児島県）